

平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号） 抄

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定による附属機関の設置については、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関及び公営企業管理者の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

一部省略

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の平塚市附属機関設置条例第2条の規定により設置された平塚市成年後見利用支援センター運営協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にこの条例による改正後の平塚市附属機関設置条例第2条の規定に基づいて設置される平塚市成年後見制度利用促進協議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされた者の任期は、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関及び公営企業管理者	附属機関	担当する事務	委員の定数
	平塚市成年後見制度利用促進協議会	成年後見制度の利用の促進等に関する必要な事項について調査審議すること。	9人以内

## 平塚市成年後見制度利用促進協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項
- (2) 平塚市成年後見利用支援センターが実施する事業の監督に関する事項
- (3) その他成年後見制度の利用の促進等に関する事項

### (委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 関係団体の代表者
  - (4) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第6条 協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に平塚市成年後見利用支援センター運営協議会の委員である者（この規則による改正前の平塚市成年後見利用支援センター運営協議会規則第3条第1項第4号に掲げる者を除く。）は、施行日に平塚市成年後見制度利用促進協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、施行日における平塚市成年後見利用支援センター運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 平塚市成年後見利用支援センター設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平塚市成年後見利用支援センター	平塚市立野町31番20号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度に係る相談に関する事業
- (2) 市民後見人の養成及び活動の支援に関する事業
- (3) 成年後見制度に係る地域における連携体制の構築に関する事業
- (4) 成年後見制度に係る普及啓発に関する事業
- (5) その他センターの事業の実施に関し必要な事業
- (6) 前各号に掲げる事業の企画調整に関する事。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらの日に開業し、又は別に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開業時間)

第5条 センターの開業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開業時間を変更することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの設置に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（以下「市長審判請求」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (審判請求対象者)

第2条 市長審判請求の対象者（以下「審判請求対象者」という。）は、原則として、本市に住所を有する者（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）のうち、判断能力が不十分で、身寄りが無い等の場合であつて、当事者による審判の請求が期待できないと市長が認める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合（第1号に掲げる場合を除く。） 保険者が本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく援護を受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者

2 前項各号に掲げるもののほか、審判請求対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

### (市長審判請求の要請)

第3条 次に掲げる者は、審判請求対象者がいると判断したときは、市長に対し市長審判請求を行うよう要請することができるものとする。

- (1) 審判請求対象者の日常生活の援護者（親族以外の者に限る。）
- (2) 児童委員及び民生委員
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業に係る施設等の長又

は福祉事務所の長

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設その他これに類する施設の長

(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の長

(6) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の長

2 前項の規定により市長審判請求の要請をしようとする者は、成年後見制度における市長審判請求要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第1項各号に掲げる者（本市の社会福祉法に定める福祉事務所の長を除く。）は、当該審判請求対象者に係る市長審判請求の可否その他市長審判請求の手続について、平塚市成年後見利用支援センター（平塚市成年後見利用支援センター設置規則（平成26年規則第40号）の規定により設置する平塚市成年後見利用支援センターをいう。）に相談の上、要請書を提出するものとする。

（市長審判請求の担当課）

第4条 前条に規定する要請書の提出があった場合には、原則として、次の各号に掲げる審判の請求の区分に応じ、当該各号に掲げる課（以下「担当課」という。）が、成年後見調整会議に意見を聴く手続を行うこととする。

(1) 老人福祉法第32条の規定による審判の請求 高齢福祉課

(2) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定による審判の請求 障がい福祉課

（市長審判請求の決定等）

第5条 市長は、第3条に規定する要請を受けたときは、成年後見調整会議において、次に掲げる事項を確認し、及び総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定するものとする。

(1) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度

(2) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による審判請求対象者に対する支援策の効果

(3) 審判請求対象者の親族の存否、当該親族による審判請求対象者保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無

(4) 審判請求対象者の生活、資産及び収入状況

(5) 望ましい後見候補者及び当該候補者を選んだ理由

2 市長は、市長審判請求の決定の結果を、成年後見制度における市長審判請求要請に関する決定通知書（第2号様式）により当該要請人に通知するものとする。

3 成年後見調整会議において、必要と認めるときは、第1項各号に掲げる事項及び市長審判請求の可否のほか、次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 財産管理、契約を伴うサービスの必要性等、審判請求対象者の福祉を図るために必要な支援策

(2) 審判請求対象者の置かれている状況等から緊急に対応が必要な場合は、関係法令に基づき入所等の措置

(費用負担)

第6条 市長は、市長審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、原則として、前条の規定に基づき負担した審判請求費用について当該審判請求費用の求償権を得るため、法第29条第1項の規定により、審判請求対象者に当該審判請求費用を負担させる旨の申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(利息)

第8条 前条の規定に基づき審判請求対象者が負担する審判請求費用に対する利息は、無利息とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長審判請求に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 平塚市成年後見制度運営事業実施要綱（平成18年10月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている審判の請求及び審判の請求に係る申立ての要請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

## 平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、平塚市が行う後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の助成について必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 後見人等の報酬の助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、原則として、後見人等であって、その被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）が本市に住所を有する者（被後見人等が次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）のうち、後見人等の報酬について助成を受けなければ支払が困難であると市長が認める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合（第1号に掲げる場合を除く。） 保険者が本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく援護を受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者

2 前項各号に掲げるもののほか、助成対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としな

- (1) 親族による後見人等
- (2) 被後見人等が死亡した時に後見人等であった者

4 前項第2号の規定にかかわらず、当該後見人等が、その後見等の事務に係る報酬を受けておらず、当該報酬を当該被後見人等の相続財産から受けることが困難である場合その他市長が特に必要があると認める場合は、助成対象者とすることができるものとする。

### (助成額)

第3条 前条に規定する助成（以下「報酬助成」という。）の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の全部又は一部とする。この場合において、報酬助成の額は、被後見人等1人につき、報酬助成に係る被後見人等が施設等に入所している場合にあつては月額18,000円を、在宅の場合にあつては月額28,000円を上限とする。

（報酬助成の申請）

第4条 助成対象者は、報酬助成を受けようとするときは、市長に対してその旨を申請するものとする。

（報酬助成の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、成年後見調整会議において、被後見人等の生活、資産及び収入状況について確認し、報酬助成の可否を決定するものとする。

（資格の消滅）

第6条 報酬助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、報酬助成を受ける資格は、消滅するものとする。

- (1) 助成対象者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により報酬助成を受けたとき。

（返還）

第7条 前条第2号の規定により報酬助成を受ける資格が消滅したときは、当該報酬助成を受けた者は、既に支給された報酬助成の額の全部又は一部について返還する義務を負うものとする。

（譲渡及び担保の禁止）

第8条 報酬助成を受けている者は、当該報酬助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、報酬助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年4月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている報酬助成及び報酬助成に係る申

請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成28年11月18日）から施行し、平成28年10月1日から適用する。

## 平塚市成年後見制度利用促進協議会次第

日 時 令和3年3月29日(月)

14:00~16:00

場 所 平塚市役所本館 4階 410会議室

1 委嘱状交付

2 福祉部長挨拶

3 委員紹介

4 議 題

(1) 正副会長の選出

(2) 成年後見制度利用促進に関する取り組みについて

ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について

①令和2年度事業報告

②市民後見人養成関係

③令和3年度事業計画

イ 市長申立て、報酬助成について

(3) 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について

(4) その他

平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])について

以 上



平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿  
 (任期2年 令和2年10月1日～令和4年9月30日)

順不同・敬称略

分野	所 属	職名	氏 名
専門職	神奈川県弁護士会	弁 護 士	町川 智康
専門職	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	司法書士	浅沼 賢史
専門職	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	社会福祉士	田中 晃
専門職	一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター	行政書士	白澤 香織
専門職	東京地方税理士会 平塚支部	税 理 士	村田 一秀
学識経験者	学校法人東海大学 健康学部健康マネジメント学科	准 教 授	菅野 和恵
NPO法人	特定非営利活動法人 NPO成年後見湘南	顧問	渡邊 浩子
関係団体	平塚市障がい者団体連合会	会計	長橋 尚子
関係団体	平塚市地域包括支援センター あさひみなみ	社会福祉士	西岡 康秀

<事務局>

所属	役職	氏名
平塚市福祉部	部長	岩崎 和子
平塚市福祉部福祉総務課	課長	小菅 正人
平塚市福祉部福祉総務課	課長代理	山崎 淳司
平塚市福祉部福祉総務課	主査	木村 孝子
平塚市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	高橋 勇二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	次長兼課長	露木 昭彦
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	副センター長	中田 栄二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	班長	田中 直樹
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	相談員	馬場 ひとみ
平塚市福祉部高齢福祉課	課長代理	岩本 英裕
平塚市福祉部高齢福祉課	担当長	大川 智裕
平塚市福祉部高齢福祉課	主査	渡邊 真理子
平塚市福祉部障がい福祉課	課長代理	村田 真一
平塚市福祉部生活福祉課	課長代理	白井 純人

平塚市成年後見利用支援センター 令和2年度業務概況（総括表）

4月1～30日 (開所日数:22日)	5月1～31日 (開所日数:18.5日)	6月1～30日 (開所日数:23日)	7月1～31日 (開所日数:21.5日)	8月1～31日 (開所日数:21日)	9月1～30日 (開所日数:20.5日)	10月1～31日 (開所日数:23日)	11月1～30日 (開所日数:19.5日)	12月1～31日 (開所日数:21日)	1月1～31日 (開所日数:19.5日)	2月1～28日 (開所日数:19日)	3月1～31日 (開所日数:23.5日)
土曜開所 (4/4)	土曜午前開所 (5/16)	土曜開所 (6/6)	民児協会長会 議広報啓発 (7/2)	土曜開所 (8/1)	土曜午前開所 (9/5)	成年後見制度 講座①(10/2)	出張講座事前 打合せ(11/5)	成年後見制度 講座②(12/2) ⇒延期	FM湘南ナバ サ電話出演 (1/12)	終活ワーキン グ(2/5)⇒延 期	成年後見制度 講座②(3/1～ 15)⇒ YouTube配信
後見サポー ター全体会 (4/4)⇒中止	受任調整・企 画運営会議 (5/19)⇒休会	後見サポー ター全体会 (6/6)⇒中止	専門相談 (7/16)	終活ワーキン グ(8/3)	第6期後見サ ポーター採用 選考(9/8)	土曜開所 (10/3)	市民後見人養 成講座(基礎 研修)(11/12)	保健福祉研修 (勤労会館) (12/3)	土曜午前開所 (1/16)	土曜開所 (2/6)	土曜午前開所 (3/6)
受任調整・企 画運営会議 (4/21)⇒延期	専門相談 (5/21)	フォローアップ 研修ビデオ撮 影(6/16)	土曜午前開所 (7/18)	FM湘南ナバ サ電話出演 (8/4)	市民後見人養 成講座(説明 会)(9/12)	後見サポー ター全体会 (10/3)	終活ワーキン グ(11/18)	成年後見制度 の利用促進に 関する連絡・調 整会議(12/4)	出張講座(包 括倉田会) (1/19)⇒中止	後見サポー ター全体会 (2/6)⇒中止	専門相談 (3/9)
専門相談 (4/21)		専門相談 (6/16)	フォローアップ 研修DVD上映 会(7/18)	ネットワーク連 絡会⇒書面開 催(8/14)	成年後見制度利 用促進協議会(市 役所)(9/14)	湘南西部成年 後見制度利用 支援連絡会 (10/13)	専門相談 (11/19)	土曜開所 (12/5)	専門相談 (1/21)	市民後見人養 成講座振替受 講(2/6)⇒来 年度に延期	親族後見人研 修講習会・交流 会(3/9)
		受任調整・企 画運営会議 (6/16)	後見サポー ター全体会 (7/21)	専門相談 (8/18)	市民後見人養 成講座(説明 会)(9/15)	専門相談 (10/20)	社会福祉士養 成実習対応 (11/19)	後見サポー ター全体会 (12/5)⇒中止	出張講座(特 養ふじの郷) (1/26)⇒延期 もしくは中止	親族後見人研 修講習会・交 流会(2/6)⇒ 延期	専門相談 (3/18)予定
		FM湘南ナバ サ電話出演 (6/23)	フォローアップ 研修DVD上映 会(7/21)	受任調整・企 画運営会議 (8/18)	専門相談 (9/17)	受任調整・企 画運営会議 (10/20)	親族後見予習 セミナー (11/20)	出張講座事前 打合せ (12/10)		高齢者権利擁 護講演会(崇 善公民館) (2/15)⇒中止	応急的事務管 理会議全体会 議(3/19)予定
			地区社協会長 会議広報啓発 (7/31)	社会福祉士養 成実習対応 AM (8/24)	市民後見人養 成講座(説明 会)(9/17)	成年後見制度 利用促進連絡 協議会 (10/21)	社会福祉士養 成実習対応 (11/20)	専門相談 (12/15)		受任調整・企 画運営会議 (2/16)	終活ワーキン グ(3/22)予定
				社会福祉士養 成実習対応 PM (8/24)	終活ワーキン グ(9/24)	親族後見予習 セミナー (10/30)	土曜午前開所 (11/21)	受任調整・企 画運営会議 (12/15)⇒休会		市民後見人養 成講座振替受 講(2/17)⇒来 年度に延期	成年後見制度 利用促進協議 会(市役所) (3/29)予定
				職員研修(平 塚栗原ホー ム)(8/27)		市民後見人養 成講座(基礎 研修)(10/31)	市民後見人養 成講座(基礎 研修)(11/21)			出張講座(包 括あさひきた) (2/18)⇒中止	ネットワー ク連絡会⇒書 面開 催
							社会福祉士養 成実習対応 (11/24)				
							市民後見人養 成講座(基礎 研修)(11/26)				

出張講座等普及・広  
報事業を右の網掛け

## 平塚市成年後見利用支援センター 令和2年度 相談件数等及び会議開催状況 (2月末時点)

			期間別内訳							合計			相談経路別内訳(実件数)	参考:前年度(31年度)								
			4~6月	7~9月	小計(4~9月)	10~12月	1月	2月	小計(10~2月)	合計(初回・継続別)	相談区分別計	一日当たり平均件数		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計(初回・継続別)	相談区分別計	一日当たり平均件数		
			開所日数	開所日数	開所日数	開所日数	開所日数	開所日数	開所日数	のべ開所日数231日				開所日数	開所日数	開所日数	開所日数				開所日数	開所日数
			63.5	63	126.5	63.5	19.5	19	102	228.5				438	1.92	108	46				47	35
相談	電話	初回	36	64	100	61	22	14	97	197	438	1.92	A)保健福祉機関・施設等からの相談	108	46	47	35	45	173	414	1.66	
		継続	27	49	76	86	47	32	165	241				B)親族・知人等からの相談	60	58	81	42	241			
相談	来所	初回	3	8	11	10	4	3	17	28	113	0.49	B)親族・知人等からの相談	119	8	15	20	12	55	164	0.66	
		継続	15	18	33	27	11	14	52	85				119	29	47	9	24	109			
備考			4/4,6/6土曜開所 5/16土曜午前開所	8/1土曜開所 7/18,9/5土曜午前開所		10/3,12/5土曜開所 11/21土曜午前開所	1/16土曜午前開所	2/6土曜開所		4/21,5/21,6/16,7/16,8/18,9/17,10/20,11/19,12/15,1/21専門相談			4/6,6/1土曜開所 5/11土曜午前開所	7/13,9/14土曜午前 8/3土曜開所	10/5,12/7土曜開所 11/9土曜午前開所	1/11,3/14土曜午前開所 2/1土曜開所	4/23,5/23,6/18・26,7/18,8/20・22,9/19・20,10/15,11/20・21,12/17,1/16・17・28,2/18・27,3/19・30専門相談					
会議開催状況	成年後見支援ネットワーク連絡会										受任調整・企画運営会議											
	日時	令和2年8月14日付,令和3年3月16日付文書にて「書面開催」																				
	場所																					
	参加者	専門職団体,包括,相談支援事業所,福祉関係団体,福祉施設,医療機関,金融機関,行政(市担当課を含む)等																				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平塚市成年後見利用支援センターの事業概要</li> <li>参加団体・機関等における「成年後見及び権利擁護に関する取組状況」</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>平塚市成年後見利用支援センターの運営状況</li> <li>検討課題</li> </ul>											

## 令和2年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日時 会場	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位:人)	備考
1	7月18日(土) 10時~12時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	市民後見人養成講座フォローアップ研修 「改正民法について」	市民後見人、 後見サポーター及び従事者	6	DVD 上映
2	7月21日(火) 13時30分~15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	市民後見人養成講座フォローアップ研修 「改正民法について」	市民後見人、 後見サポーター及び従事者	12	DVD 上映
3	8月27日(木) 16時~17時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	職員研修 成年後見に関する法律の「制定・改正」について ~近年の利用促進法「制定」、民法「改正」について~	職員	5	
4	10月2日(金) 10時~12時 平塚市保健センター	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座 (意思決定支援を考える~あなたの考える『本人の意思』って何?~①)	保健 福祉 関係者	39	
5	10月30日(金) 10時20分~12時20分 平塚市福祉会館	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見予習セミナー	市民	15	
6	11月20日(金) 10時20分~12時20分 平塚市福祉会館	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見予習セミナー	市民	12	
7	12月3日(木) 13時00分~14時00分 平塚市勤労会館	平塚市福祉部	保健福祉研修「成年後見制度 について」	職員	30	
8	1月19日(火) 13時~14時30分 大野公民館	平塚市高齢者よろず相談センター倉田会	出張講座	保健 福祉 関係者		中止もし くは延期
9	1月26日(火) 14時~15時 ふじの郷	特別養護老人ホームふじの郷	出張講座	保健 福祉 関係者		中止もし くは延期
10	2月6日(土) 13時30分~15時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見人講習会・交流会	市民		3/9(火) に延期
11	2月15日(月) 13時30分~15時30分 崇善公民館	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「自分の今後 を考える~エンディングノートと 遺言を中心に~」	保健 福祉 関係者	高齢福祉 課委託事 業	中止
12	2月18日(木) 14時~15時30分 西部福祉会館	平塚市高齢者よろず相談センターあさひきた	出張講座	市民		延期
13	3月1日(月)~ 15日(月)	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座 (意思決定支援を考える~あなたの 考える『本人の意思』って何?~②)	保健 福祉 関係者	39	YouTube 配信

令和2年度

## 「親族後見予習セミナー」のご案内

将来、ご親族の成年後見制度の利用を考えていらっしゃる方のためのセミナーを開きます。高齢になって金銭管理に不安がある方や、精神障がい・知的障がいのあるご家族の将来の生活のために、成年後見制度の準備をしようと考えていらっしゃる方のセミナーです。

後見人の仕事や申立ての手続きについて学んでみませんか？

## 開催日程

	日時	会場	内容	講師
1回目	10月30日(金) 10時20分～ 12時20分	平塚市福祉会館 2階 第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の概要</li> <li>・成年後見制度の申し立て・手続きの方法</li> </ul>	平塚市成年後見利用支援センター
2回目	11月20日(金) 10時20分～ 12時20分	平塚市追分 1-43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要書類の集め方や記入の仕方</li> <li>・後見人の具体的な仕事内容</li> </ul>	副センター長 社会福祉士 中田 栄二

※両日とも同じ内容です。1回目はご高齢の方、2回目は知的障がい・精神障害がある方が制度を利用するケースを想定した内容が含まれます。(任意後見制度の説明はありません)。

◆対象 平塚市在住・在勤・在学の方、または、平塚市在住の方のご親族

◆定員 24名 申込み先着順 受付開始：9月18日(金)より 参加費無料  
※定員の都合でご参加いただけない方には、事務局よりご連絡させていただきます。連絡がない場合は、当日、直接会場にお越しください。

◆申込方法 電話、電子メール、裏面の申込用紙(FAX用)でお申し込みください。

<申込み・問い合わせ先>

平塚市成年後見利用支援センター(平塚後見センターよりそい)

電話：0463-35-6175

FAX：0463-63-3377

電子メール：[seinenkouken@hiratsukasyakyo.net](mailto:seinenkouken@hiratsukasyakyo.net)

# 令和2年度 「親族後見予習セミナー」

## 申込用紙

申込先：平塚後見センターよりそい

FAX 0463-63-3377

参加希望日に○をつけて下さい	10/30 (金) / 11/20 (金)
お名前	
ご住所	
電話番号	
どなたの後見制度利用を検討されていますか (該当箇所に○をつけて下さい)	親 / 子 / その他 ( )
平塚市に… (該当箇所に○をつけて下さい)	在住 / 在勤 / 在学 / 平塚市在住の方の親族 (市内在住を除く)
このセミナーを知ったのは…	チラシ/広報ひらつか/その他 ( )

※成年後見人等は、ご本人の状況等に応じて家庭裁判所が選任します。親族が選任されるとは限りません。また、この予習セミナーの受講が、将来、成年後見人等に選任されることをお約束するものではありません。

### 会場までのアクセス

#### 平塚市福社会館

住所：平塚市追分1-43  
2階 第2会議室

◎JR 平塚駅から徒歩約15分

◎バス (神奈川中央交通)

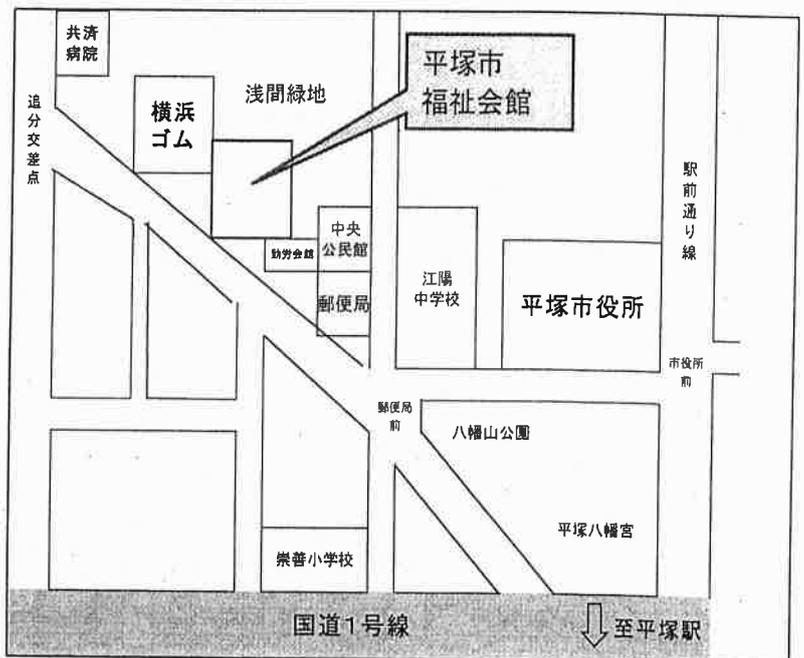
平塚駅北口

2番・7番・10番乗り場より乗車

「横浜ゴム前」バス停下車徒歩2分

※健康と環境保護の為、なるべく

公共交通機関のご利用をお勧めいたします



平塚市成年後見利用支援センター  
(平塚後見センターよりそい)

参加者27名 アンケート提出者27名 提出率100%

※アンケート中に「ご本人」とあるのは、今後後見制度を利用した場合、  
被後見人・被保佐人・被補助人となり、後見人等の支援を受ける人のことです

◎ご本人とあなたのことをお尋ねします

(1) ご本人の年齢を教えてください

20歳未満	0人	0.0%	20歳代	1人	3.7%	30歳代	5人	18.5%	40歳代	6人	22.2%
50歳代	2人	7.5%	60歳代	0人	0.0%	70歳代	3人	11.1%	80歳代	9人	33.3%
未記入	1人	3.7%									

(2) あなたの年齢を教えてください

20歳未満	0人	0.0%	20歳代	0人	0.0%	30歳代	0人	0.0%	40歳代	1人	3.7%
50歳代	3人	11.1%	60歳代	5人	18.5%	70歳代	11人	40.7%	80歳代	7人	26.0%

(3) ご本人とあなたの関係を教えてください。ご本人の続柄を選択してください

1、親	9人	33.4%	2、子	10人	37.0%	3、その他の親族	9人	33.3%
-----	----	-------	-----	-----	-------	----------	----	-------

1と2両方に○をつけた方がいたため、100%にならない。

3、その他の親族(9) 配偶者4、子1、きょうだい4

(4) ご本人に後見人等が必要な理由を教えてください

1、知的障がい	11人	40.7%	2、精神障がい	1人	3.7%	3、認知症	7人	26.0%
4、その他	4人	14.8%	5、今は必要ないが将来認知症になるかもしれないから	4人	14.8%			

4、その他(4) 入院中2、発達障害1、金銭感覚なし1

(5) 現在困っていることを教えてください(複数回答可)

1、今は困っていない	14人	51.9%	2、本人の生活費や入院費等の支払い	2人	7.4%
3、施設やサービス利用等の契約	3人	11.1%	4、公的な手続き	6人	22.2%
5、通帳や印鑑等の紛失	2人	7.4%	6、詐欺被害	0人	0.0%
7、その他	6人	22.2%			

複数回答可のため、100%にならない

7、その他(6) 一人暮らしでサポート必要、生活全般に支援が必要、一人で外出不可  
読み書きが不得意、最近同居した、未記入、各1

(6) 将来困るかもしれないことを教えてください(複数回答可)

1、自分が高齢等で本人に支援ができなくなる	17人	63.0%	2、本人の生活費や入院等の支払い	5人	18.5%
3、施設やサービス利用等の契約	5人	18.5%	4、公的な手続き	10人	37.0%
5、通帳や印鑑等の紛失	3人	11.1%	6、詐欺被害	3人	11.1%
7、その他	2人	7.4%			

複数回答可のため、100%にならない

7、その他(2) 健康・医療面1、土地家屋の処分1

(7) ご本人に後見人等が必要になった時、誰が後見人になることを考えていますか？

1、自分	8人	29.6%	2、自分以外の親族	7人	25.9%	3、第三者	4人	14.8%
4、まだ決まっていない	7人	25.9%	未記入	3人	11.1%			

1と2両方に○をつけた方がいたため、100%にならない

2、自分以外の親族（7） 子2、妹1、未記入4 3、第三者（1） 法人後見1

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ セミナーの内容についてお聞きします ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

(8) 本日のセミナーを、何で知りましたか

1、広報ひらつか	11人	40.7%	2、チラシ	1人	3.7%	3、タウンニュース	8人	29.6%
4、講演会・説明会等	0人	0.0%	5、その他	4人	14.8%	未記入	4人	14.8%

3と5両方に○をつけた方がいたため、100%にならない

5、その他（4） 民児協、包括、平障連、未記入 各1

(9) 「成年後見制度の概要」について

1、よくわかった	8人	29.6%	2、わかった	11人	40.8%	3、よくわからなかった	2人	7.4%
未記入	6人	22.2%						

(10) 「成年後見制度の申立て・手続きの方法」・「必要書類の集め方や記入の方法」について

1、よくわかった	6人	22.2%	2、わかった	8人	29.6%	3、よくわからなかった	6人	22.2%
未記入	7人	26.0%						

(11) 「後見人の具体的な仕事内容」について

1、よくわかった	8人	29.6%	2、わかった	12人	44.5%	3、よくわからなかった	1人	3.7%
未記入	6人	22.2%						

(12) 本日のセミナーの感想や、今後聞いてみたいこと等ありましたらご記入下さい

- すごくたくさんの貴重な資料をありがとうございました。以前も病院で勉強会を開いて下さり、継続して学べるので本当にありがたく思っております。
- 知識を深められたことに感謝します。ありがとうございました。
- 制度がはじまってからの変化もふくめて利用しやすくなった気がしましたが、あとは本当に本人によりそった後見ができるか、してもらえるかまだまだ悩ましいところです。
- 大変難しさを感じました。（制度等）
- 聞きとり易い声、言葉でよかった。実際制度を利用している率はどれくらいか。自分なりにもっともっと資料で勉強しなければと思った。
- 成年後見人制度についての問い合わせが増えてきています。本日の内容を地区民児協で伝えたいと思います。
- 家族信託制度について

# 「親族後見人」 講習会・交流会のお知らせ

ご親族の後見人等を担っている親族後見人として、「事件番号って何!?!」、「裁量ってどういうこと!?!」と感じたことはありませんか?

相続や土地の売買等、法律や専門的知識が必要となった時、相談する先はありますか?

成年後見人として経験豊かな弁護士が、後見事務や後見人の仕事について、事例を通して分かり易く説明します。

また交流会で、後見人としての悩みやそれぞれの想いを語り合いましょう。

3月9日(火)

◆日時 令和3年2月6日(土) 13:30~15:00(受付13:00~)

◆場所 栗原ホーム 3階 大会議室 平塚市立野町31-20

◆講習 「成年後見人としての苦勞」 講師 大森 淳 弁護士  
※講習会の後、交流会を開催します。

◆対象者 ①親族の後見人等を担っている、平塚市在住・在勤の方  
②平塚市在住のご本人(被後見人、被保佐人、被補助人)の  
親族後見人の方

◆定員 20名 先着順 受付開始12月21日(月)より 参加費無料

◆申し込み 電話・電子メール・FAX(裏面の申込用紙)で、お申込みください。

電話の受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。

なお、年末年始(12/29から1/3)は、閉所日のため電話による申し込みはできません。

<申し込み・問合わせ先>

平塚市成年後見利用支援センター(平塚後見センターよりそい)

電話:0463-35-6175

Fax:0463-63-3377

電子メール: [seinenkouken@hiratsukasyakyo.net](mailto:seinenkouken@hiratsukasyakyo.net)

令和2年度「親族後見人」講習会・交流会

参加申込用紙

申込先：平塚後見センターよりそい

FAX 0463-63-3377

<受付開始 令和2年12月21日(月)より>

現在、どなたの後見人ですか？	親 / 子 / その他 ( )
選任状況	成年後見人 / 保佐人 / 補助人
お名前	
ご住所	
電話番号	
平塚市に… (該当箇所に○をつけて下さい)	在住 / 在勤 / 本人が平塚市在住
この講演会・交流会を知ったのは…	チラシ/広報ひらつか/その他 ( )

※後見人等として、日頃お困りのことや疑問に思っていること、当日質問したいことがございましたらご記入下さい。

◇財産管理に関すること
◇身上監護に関すること
◇その他

## 会場までのアクセス

### 平塚栗原ホーム

住所：平塚市立野町31-20

平塚栗原ホーム3階

◎JR 平塚駅から徒歩約 17分

◎バス (神奈川中央交通)

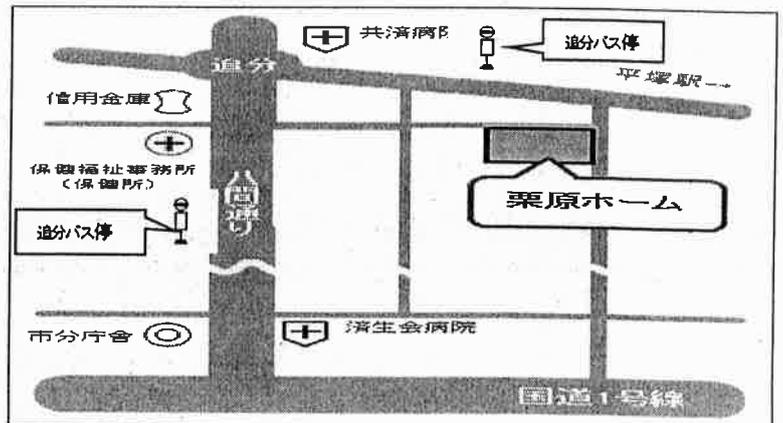
平塚駅北口

2番・7番・8番・10番乗り場より

約7分乗車、「追分」バス停下車徒歩2分

※「追分」バス停は2か所あります。

ご注意ください。



健康と環境保護の為、なるべく公共交通機関のご利用をお勧めいたします。

## 平塚市における市民後見人養成の状況(令和3年2月末日現在)

年次 項目	第一期 (H24年度～)	第二期 (H25年度～)	第三期 (H26年度～)	第四期 (H27年度～)	第五期 (H29年度～)	第六期(H30年度～) 権利擁護人材育成講座として 開催	第七期(R2年度～) 権利擁護人材育成講座として 開催	
(1) 応募資格	平塚市に在住で、基礎研修受講年度の3月31日現在で満25歳以上の方(年齢上限無し)					市内在住・在勤・在学の18歳以上の方		
(2) 定員	25名			15名		定員なし	12日、15日は各50名、17日は15名	
(3) 説明会日程	12月15日(土)午後 12月18日(火)夜	11月5日(火)夜 11月11日(月)午後	11月12日(水)夜 11月15日(土)午後	11月4日(水)夜 11月10日(火)午後	5月13日(土)午前 5月17日(水)午後	8月4日(土)午後 8月27日(月)午後	9月12日(土)午前、15日 (火)午後、17日(木)午後	
	県平塚保健福祉事務所		県平塚合同庁舎		平塚市役所	平塚栗原ホーム/平塚市役所		
説明会に出席していることが、養成講座の応募要件。 ※第二期については、同時期に開催している県央(海老名及び綾瀬)における説明会の出席も可。								
広報	市広報11月16日号	市広報10月18日号	市広報10月17日号	市広報10月2日号	市広報4月7日号	市広報8月15日号	市広報7月17日号、タウンニュース7月23日号	
参加者数	36名	20名	31名	7名	9名	40名	19名	
(4) 申込/ 受講決定	14名/14名	14名/14名	15/15名	6名/6名	4名/4名	14名/14名	12名/12名	
(5) 研修日程	全4日間の日程を、2月2日、9日、16日、23日の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月・2月の平日に開催。 第1日～第3日は、一日単位で、他の地域の講座を振り替え受講可。※平日単位等、日を分割した受講不可。第4日は、「事例検討」実施のため、平塚市で受講しなければならぬ(他地域講座を振り替え受講不可)。	全4日間の日程を、1月・2月の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月18日(月)、26日(火)、2月9日(火)、23日(火)の平日に開催。	全4日間の日程を、7月25日(火)、8月2日(水)、24日(木)、31日(木)の平日に開催。	全4日間の日程を、10月6日(土)、26日(金)、11月10日(土)、28日(水)に開催。 必修科目を含め、75%以上(受講時間数)の出席により修了認定。また、指定する関連講座等(県社協の基礎研修を含む)の受講を振替受講と認めた。	全4日間の日程を、10月31日(土)、11月12日(木)、21日(土)、26日(木)に開催。 必修科目を含め、75%以上(受講時間数)の出席により修了認定。また、指定する関連講座等(ビデオ視聴を含む)の受講を振替受講と認めた。	
	会場	平塚保健福祉事務所	平塚栗原ホーム			第1・2日:神奈川県社会福祉会館、第3・4日:平塚市役所	第1・3日:平塚栗原ホーム、第2・4日:平塚市役所	平塚栗原ホーム
(6) 修了判定	11名修了認定 3名不認定	13名修了認定 1名不認定	14名修了認定 1名不認定	6名全員修了認定	4名全員修了認定	12名修了認定 2名不認定	5名修了認定 7名は年度をまたいで修了認定予定	
(1) 申込/ 受講決定	10名/10名	13名/13名	13名/13名	6名/6名	4名/4名	4名/4名		
	研修日程	10月3日(木曜)～12月19日(木曜)までの7日間	10月7日(火曜)～12月11日(木曜)までの8日間	7月16日(木曜)～11月5日(木曜)までの9日間	7月19日(火曜)～11月2日(木曜)までの9日間	9月27日(水曜)～12月7日(木曜)までの9日間		6月11日(火曜)～1月29日(水曜)までの6日間
	会場	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所	平塚市保健センター、平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、茅ヶ崎市社会福祉協議会、横浜家庭裁判所		平塚栗原ホーム、平塚市役所、横浜家庭裁判所(小田原支部)
(3) 修了判定	10名中10名修了認定	13名中13名修了認定	13名中11名修了認定	6名中6名修了認定	4名全員修了認定	4名全員修了認定		
(1) 申込及び採用者	7名申込:7名採用 (5名退職)	12名申込:10名採用(3名退職)	8名申込:8名採用(2名退職)	5名申込:5名採用	4名申込:3名採用	2名申込:2名採用		
(2) 位置づけ	平塚市市民後見人養成講座(実践研修)を修了された方の申し込みに基づき、選考のうえ、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員(以下、「後見サポーター」という)として、後見活動に従事いただく。第一期を26年10月1日付、第二期を27年8月1日付、第三期を28年8月1日付、第四期を29年8月1日付、第五期を30年8月1日付、第六期を令和2年10月1日付で採用。							
	支援員活動	後見サポーターは、修了された方2人1組で、ケースを担当。この場合、あらかじめ、主担当と副担当を決めておく。担当ケースは、法人後見事業で受任している成年被後見人等の人数やその方々の支援内容等に応じ、個別に判断。したがって、後見サポーターとしての活動の申し込みされた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動。通常の活動は、2人組で従事。急を要する場合には、主担当が単独で対応。ただし、主担当の都合がつかない場合など、やむを得ないときは、副担当が単独で対応もありうる。後見サポーターとしての後見活動は、通常、月に1～2回の従事を想定。1回あたりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後見活動(移動)、③活動後の書類作成・報告等をふくめ、おおむね3時間程度。また、担当するケースへの従事以外に、後見サポーター全員による情報交換と研修等を目的とした「全体会」を2か月に1回開催(偶数月の第一土曜日の午前)。						
活動状況	第一期:現員2名中2名が成年後見人等選任(過去に選任された3ケースすべて被後見人死亡により終了)。 第二期:現員7名中4名が成年後見人等選任。2名がサポーター活動中。 第三期:現員6名中2名が成年後見人等選任(1ケース被保佐人死亡により終了)。3名がサポーター活動中。 第四期:現員5名全員がサポーター活動中。 第五期:現員3名全員がサポーター活動中。 第六期:現員2名。 以上、六期までの現員25名中9名が選任(うち4ケース終了)、13名がサポーター活動中。現在、コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等により、施設訪問については、活動制限中。							

## 令和2年度 平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（基礎研修）開催日程（実績）

日程 (日時・場所)	時刻 (開始)(終了)	タイトル	時間 (分)	講師	備考	必修 科目	
第1日 10月31日 (土) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:00	9:15	開講式	15		開場・受付開始: 8時40分	
	9:15	11:15	対象者の理解(知的障がいのあること の理解)	120	田中社会福祉士	休憩を含む。	○
	11:20	12:20	ライフステージと社会保障・福祉制度 (前半)	60	副センター長 中田社会 福祉士		○
	12:20	13:00	昼休憩	40			
	13:00	14:00	ライフステージと社会保障・福祉制度 (後半)	60	副センター長 中田社会 福祉士		○
	14:10	16:10	対象者の理解(精神障がいのあること の理解)	120	鈴木社会福祉士		○
	16:15	16:45	権利擁護制度論②(前半)日常生活 自立支援事業	30	平塚市社協職員		○
第2日 11月12日 (木) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	10:15	認知症サポーター養成講座	60	平塚市社協職員	開場・受付開始: 9時00分 休憩を含む。	
	10:20	11:20	関連制度①(保険年金)	60	平塚市役所 保険年金課職員		
	11:25	11:55	関連制度②(生活保護)	30	平塚市役所 生活福祉課職員		
	11:55	12:40	昼休憩	45			
	12:40	14:40	民法	120	センター長大森弁護士	休憩を含む。	
	14:50	16:50	支援制度・施策①(障がい)	120	平塚市役所 障がい福祉課職員	休憩を含む。	
第3日 11月21日 (土) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	11:15	対象者の理解(認知症のあること の理解)	120	小野田社会福祉士	開場・受付開始: 9時00分 休憩を含む。	○
	11:20	11:50	権利擁護制度論②(後半)市町村責 任・利用支援事業	30	平塚市役所 福祉総務課職員		○
	11:50	12:30	昼休憩	40			
	12:30	15:30	権利擁護制度論①(法定後見・任意 後見)	180	センター長大森弁護士	休憩を含む。	○
	15:40	16:40	権利擁護(市民後見)概論①	60	副センター長 中田社会 福祉士		○
	16:40	16:50	オリエンテーション	10	平塚市社協職員		
第4日 11月26日 (木) 平塚 栗原ホーム 3階大会議室	9:15	10:45	支援制度・施策②(高齢・介護)	90	平塚市役所 高齢福祉課/介護保険 課職員	開場・受付開始: 9時00分	
	10:50	11:20	関連制度③(税)	30	平塚市役所 市民税課職員		
	11:25	12:25	社会資源	60	平塚市社協職員		
	12:25	13:10	昼休憩	45			
	13:10	16:40	権利擁護(成年後見)の実務①	210	浅沼司法書士	休憩を含む。	
	16:40	16:50	オリエンテーション	10	平塚市社協職員		

## 令和3年度 平塚市成年後見利用支援センター事業計画 (案)

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
センター運営全般	土曜開所偶数月の第一土曜日(4/3, 6/5, 8/7, 10/2, 12/4, 2/5)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/15, 7/17, 9/18, 11/20, 1/15, 3/19)の午前				
	中核機関設置に向けた検討・準備(チーム支援の試行・検証を含む)		中核機関移行予定 次年度の事業の検討・調整、次年度以降に向けた準備		
	成年後見制度講座の開催(偶数月に年6回程度開催) 申立手続説明会の開催(奇数月に年6回開催) 支援者のための申立手続講座(年3回(6、10、2月)) 親族後見予習セミナー(高齢・障がい各1回) 親族後見人講習会・交流会(年1回)				
	研修会・出張講座の開催(保健福祉関係者向け研修会、地域・企業等での出張講座。月1~2回開催 障がい分野及び任意後見に関する研修・講座開催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会の開催				
	受任調整・企画運営会議の開催(偶数月に開催予定)		企画運営会議(中核機関移行後、偶数月に開催予定)		
	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第1回・6月頃)		第三者後見人研修交流会開催	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第2回・3月頃)	
	ケース検討調整会議(中核機関移行後、奇数月に開催予定)				
	「平塚市応急事務管理事業」の受託(全体会議:年1回, 個別ケース会議:随時)				
	相談	専門相談(概ね月2回)			
		(再掲)土曜開所偶数月の第一土曜日(4/3, 6/5, 8/7, 10/2, 12/4, 2/5)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/15, 7/17, 9/18, 11/20, 1/15, 3/19)の午前			
市民後見人養成・支援	個人受任した市民後見人の活動支援				
	後見サポーター全体会への参加(偶数月土曜開所日と同日(4/3, 6/5, 8/7, 10/2, 12/4, 2/5)) 第一期~第六期後見サポーターの活動支援				
	市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第1回)		市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第2回)		
	後見サポーターの受任支援				
	実践研修開催(6~9月・予定)				

令和3年度 平塚市成年後見利用支援センター（平塚後見センターよりそい）の事業計画概要（案）

## 1 中核機関への移行

## (1) 中核機関移行の骨子

現行の「平塚市成年後見利用支援センター」を成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月決定）における「中核機関」に移行する。移行時期は、令和3年度中とする。

## (2) 移行する「中核機関」の機能

## ① 移行時の機能

従来のセンターの機能（広報機能・相談機能）に加え、利用支援機能のうち「申立支援」機能、後見活動支援機能を担う。

## ② 利用支援機能のうち「受任調整」機能については、移行後、拡充を検討する。

## 2 具体的事業計画

## (1) 運営全般

## ① 土曜開所の継続

平成26年9月の「平塚市成年後見利用支援センター」開設時から実施している定期の土曜開所を引き続き実施。

## 土曜開所

偶数月の第一土曜日（4/3, 6/5, 8/7, 10/2, 12/4, 2/5）の午前・午後

奇数月の第三土曜日（5/15, 7/17, 9/18, 11/20, 1/15, 3/19）の午前

## ② 従事者の専門性の確保・強化

「中核機関」の業務を担うには、成年後見制度利用支援に関する法的知識、福祉的知識及び相談援助の技術を有することが求められることから、従事者は、これら専門的な知識及び技術を有し、かつ権利擁護に携わる姿勢のある者とする。また、現任者の業務対応力向上のため、継続的に研修参加等する。

## ③ 協議会等

中核機関は、平塚市が設置する「成年後見制度利用促進協議会」の調査審議を受ける。

中核機関の運営については、成年後見利用支援センターに置く「企画運営会議」（現：受任調整・企画運営会議）において助言を得る（年6回・偶数月）。

㊟「ケース検討調整会議」を置き、個別ケースの支援方針の検討、後見人等選任後の評価を実施する（当面は、市長申立て要請ケースを中心とする。※中核機関移行後は、年6回実施予定）。

(2) 広報機能及び相談機能

「成年後見制度講座」を開催する（年6回程度・偶数月）。

㊦ 定期的に「申立手続説明会」を開催する（年6回・奇数月）。

㊦ 「支援者のための申立手続講座」を開催する（年3回6・10・2月）。

令和2年度から開催の「親族後見予習セミナー」を開催（高齢・障がい各1回）。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
成年後見制度講座	◎		◎		◎		◎		◎		◎	
申立手続説明会		◎		◎		◎		◎		◎		◎
支援者のための申立手続講座			◎				◎				◎	
親族後見予習セミナー							◎	◎				
親族後見人講習会・交流会											◎	
第三者後見人研修交流会									◎			

(3) 利用支援機能

① 「申立支援」機能

㊦ (再掲) 定期的に「申立手続説明会」を開催する（年6回、ただし事前予約制。）。

② 市長申立てにおけるケース支援

市長申立要請において、相談初期から「本人面会」を実施する。「ケース検討調整会議」において支援の要否・支援の方向性について判断を得る。市長申立となったケースについては、中核機関が継続して関わる（必要に応じて「チーム支援」）。また、定期的にケースの評価（モニタリング）を実施する。

③ 後見活動支援機能

平成30年度から実施している「第三者後見人研修交流会」を開催（年1回）。

令和2年度から開催の「親族後見人講習会・交流会」を開催（年1回）。

④ 地域連携機能

「成年後見支援ネットワーク連絡会」を開催（年2回）。

⑤ 市民後見人養成

市民後見人養成については、従来実施している「権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座」を引き続き開講（令和3年度は、「実践研修」の開講年度）。

講座修了後の「後見サポーター（後見支援員）」及び選任された「市民後見人」の支援を引き続き担う。支援の一環として、「後見サポーター全体会」を定期に開催（偶数月の第1土曜の午前）し、「市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修」を随時開催（年2回）。

## 成年後見制度利用促進の平塚市の取り組み

### ※成年後見調整会議

平塚市では、毎月「成年後見調整会議」を開催しています。この会議では、成年後見制度における①市長審判請求及び②報酬助成について、協議・検討をしています。

担当者個人の判断ではなく、成年後見制度に関わる担当課（福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、生活福祉課）及び成年後見利用支援センターで構成されたメンバーで、今後の支援が適切に行われるように検討しています。

### ①平塚市市長申立について

平塚市市長審判請求実施要綱に基づき、申し立てを行う者がいない方に対し、平塚市長が申し立てを行っている。

#### 平塚市における成年後見制度市長審判請求の流れ

- (1) 養成者が「成年後見制度における市長審判請求要請書」に記入
- (2) 要請者が平塚市成年後見利用支援センターに相談
- (3) 平塚市担当課に要請書を提出（担当課は、概ね2か月以内を目途に親族調査や意向確認を行う）
- (4) 成年後見調整会議において、総合的に考察し、市長審判請求の可否を決定
- (5) 担当課において市長申立て事務を行う
- (6) 後見等開始審判決定後、成年後見人等へ事案引継ぎを行う

<申し立て件数の経過>令和2年4月1日～令和3年3月12日まで

担当課	高齢福祉課	障がい福祉課	計
件数	12	4	16

#### 参考：市長申立件数

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
2015年度	15	0	1	16
2016年度	14	3	0	17
2017年度	19	1	2	22
2018年度	13	0	1	14
2019年度	19	1	6	26

## ②報酬助成について

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、助成を受けなければ報酬の支払いが困難であると認められる場合に助成を行っている。

### 平塚市における利用支援事業実施の流れ

- (1) 助成対象者が担当課に申請をする
- (2) 成年後見調整会議において、総合的に考察し、助成の可否及び額を決定
- (3) 担当課において決定内容に応じた事務を行う

<報酬助成件数の経過> 令和2年4月1日～令和3年3月12日まで

担当課	高齢福祉課	障がい福祉課	計
件数	14	2	16

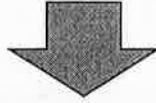
参考：後見報酬助成実績

(単位：件)

年 度	65歳以上	65歳未満	計
2015年度	4	1	5
2016年度	6	2	8
2017年度	18	1	19
2018年度	22	2	24
2019年度	21	2	23

# 成年後見制度利用促進と市町村の責任

平成28年4月 成年後見制度の利用促進に関する法律（以下、「利用促進法」という。）が公布。同年5月、施行。



（目的）

- 第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

成年後見制度の利用を促進し、総合的かつ計画的な推進を図るために、平成29年3月「成年後見制度利用促進計画」を策定

<利用促進法第14条第1項>

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

★平塚市では、平成31年3月に平塚市地域福祉リーディングプランを策定し、「第1期平塚市成年後見制度利用促進計画」も含めて5つの計画を一体的に策定しています。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

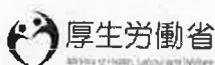
	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討				
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

厚生労働省社会援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進」より抜粋

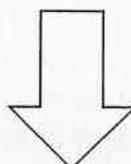
3



中核機関等の整備の促進について

令和元年5月27日  
社会・援護局成年後見制度利用促進室

以下、抜粋した資料です。

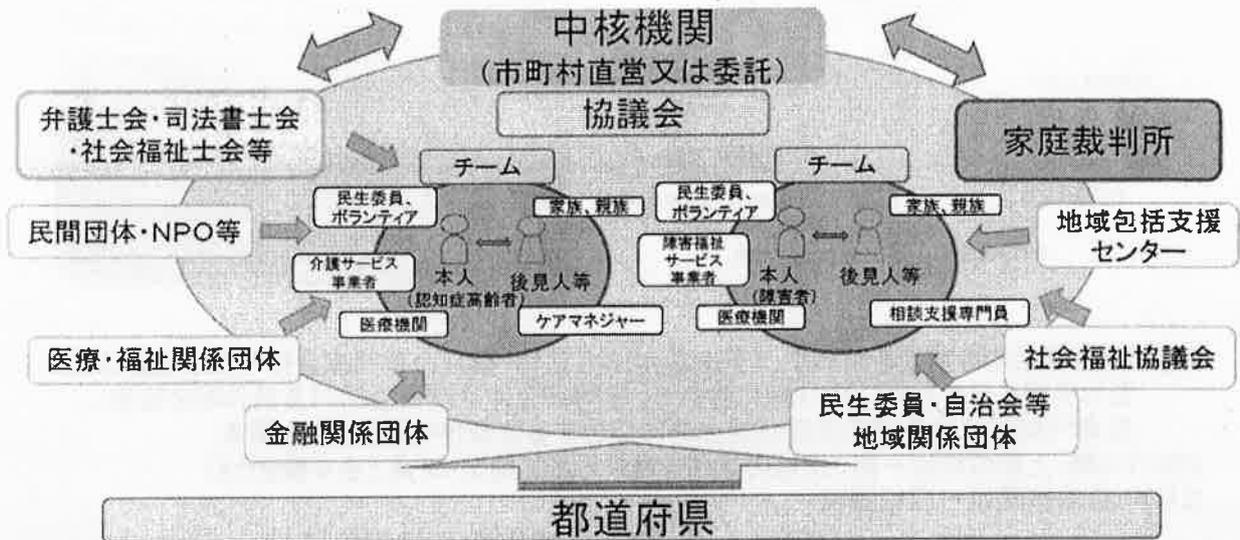


# 地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

● 実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの中核となる機関の指定等

## “権利擁護のセーフティネット”

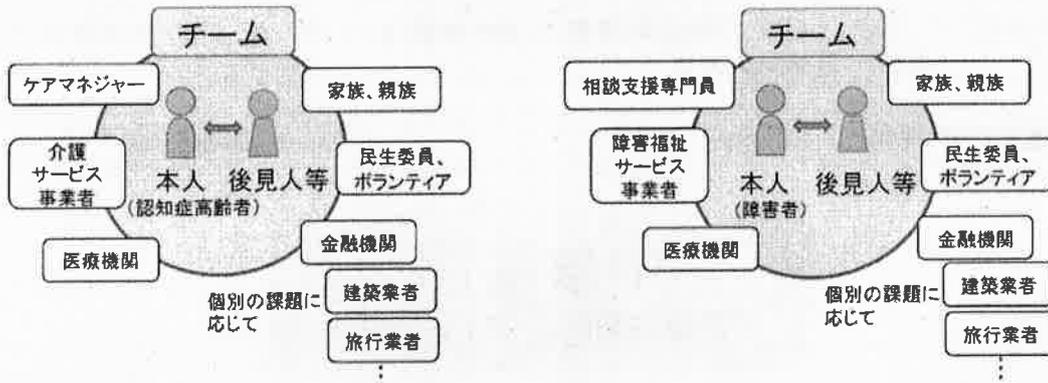
全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体  
 ※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

## 1点目 「チーム」について

● 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容: 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み  
 メンバー例: ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症患者医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、  
 家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等  
 エリア: 日常生活圏域など

## 2点目 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。



イメージ



内容：後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体  
メンバー例：上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例：商工会や警察など）  
エリア：自治体圏域～広域圏域

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

## 3点目 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動の促進）、④後見人支援

- 協議会の事務局

### 中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。（いわゆるハコモノ新設ではない。）
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務  
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。「広報」「相談」が優先すべき機能。

中核機関の設置検討について

1 時期及び設置形態、運営体制

(1) 時期

令和3年度中

(2) 設置形態

一部受託、一部行政直営

(3) 運営体制

平塚市成年後見制度利用促進協議会において調査審議

2 具体的機能

(1) 広報機能（委託）

① 多様な場面での出張講座開催や啓発活動

⇒ 「成年後見制度講座」及び「成年後見申立手続説明会」を定期開催

② 広域・県域での連携した実施についても検討

(2) 相談機能（委託）

① 窓口相談の充実、出張相談等地域での相談機会の拡充

② 中核機関の設置根拠や職員の位置づけを対外的に説明可能な仕組みの整備が必要  
(守秘義務、中核機関職員としての証明書の発行等)

(3) 利用促進機能

① 成年後見制度の申立てに関する研修等の開催（委託）

⇒ 福祉等関係者向けの「支援者のための申立手続講座」を定期開催

② 市長申立て事務（一部委託を検討）

③ 関係機関との連絡調整による受任調整機能の検討（今後委託も検討）

⇒ 「ケース検討調整会議」を置き、個別ケースの支援方針の検討、後見人等選任の評価を実施する（当面は、市長申立て要請ケースを中心とする。中核機関移行後は年6回・奇数月）。

(4) 後見人支援機能（委託）

① チーム支援

② 親族後見に向け研修開催等による後見人等への支援の拡充

⇒ 「親族後見予習セミナー」及び「親族後見人講習会・交流会」の開催

(5) その他

権利擁護の観点からは、「任意後見」や私的契約としての「財産管理契約」に関する問題についても検討が必要

3 設置に向けた課題整理・準備

(1) 規程等ルールについて

- ① 中核機関の設置根拠として「規則」または「条例」制定が求められる。  
→ 職員等の守秘義務について規定する。
- ② 「相談機能」や「後見人支援機能」については、あらかじめ、相談者や親族後見人に対し、何をどこまで支援・関わりをもち、関わりをもたないのかといったルールについて明確にする必要がある。

(2) 従事する人材の養成・確保について

- ① 中核機関の機能を担う人材に求められる知識・経験等を整理し、サービスを提供する上での質を確保するため、資格要件として、「成年後見・権利擁護に関する実務経験が〇年以上の者」、「社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者」等の一定の割合以上の配置を規定する。  
⇒ 令和3年度予定

(3) 予算等必要経費について

財源の確保について、市財政部門との調整を行っていく必要がある。

(4) 機能の広域実施や広域連携について

## 中核機関の設置に向けた課題整理・準備について

### 1 一般的な規程等について

#### (1) 組織の設置等ルールについて

中核機関の設置根拠や職員（従事者）の位置づけを対外的に説明可能な仕組みの整備が必要（守秘義務、中核機関職員（従事者）としての証明書の発行等）。

→ 中核機関の設置根拠として「規則」または「条例」制定が求められる。職員等業務従事者の守秘義務について規定する必要がある。

#### (2) 支援における関わりのルールについて

「相談機能」や「後見人支援機能」については、あらかじめ、相談者や親族後見人に対し、何をどこまで支援・関わりをもち、関わりをもたないのかといったルールについて明確にする必要がある。

→ ①情報提供のような一般相談の場合と、②後見人支援のような具体的内容にわたる場合のような、内容による差異の考慮も必要。特に、②後見人支援の場合、支援対象が、「本人が平塚市在住を条件」とするなど明確化が必要（例えば、親族後見人が平塚市在住であっても、ご本人が他市町村在住の場合は、直接の支援対象とはならない）。

また、同一のケース（ご本人が同一）である場合は、親族等関係者の意見・意向が大きく異なっていたり、対立したりしているような場合の対応のガイドラインも必要。

さらに、上記②の後見人支援の場合、当該ケースの具体的な経緯・背景等の情報が提供・共有されなければ、真に必要な支援を吟味できないので、これら情報の提供・共有のルール化が必要。

### 2 個別の機能に応じた要整理課題

#### (1) 一般相談

① 相談に際してのルールの明確化（文書化）

② 相談として応じる内容について

・権利擁護の要素が含まれていること、又は、成年後見制度に関するものであること。

・相談者自身の遺言・相続のみの相談は、対象外とする（他の法律相談等を案内）。この場合、任意後見契約と同時に「遺言」や「死後事務」等を組み合わせた相談

には、応じるという整理で差し支えないか？

↑ 法的な観点での助言でき、確認するシステムの整備が必要。

## (2) 申立支援

① 申立支援に際してのルールの明確化（文書化）

② 戸籍・住民票・ないこと証明の取得のルールの整理

↑ 相談者・申立人による取得を代行等することの適否の検討が必要。

③ 申立支援については、相談者・申立人予定者からの申込に基づき、支援が開始されることが通常。ただし、中核機関が本人に後見開始の必要性が高いと判断しているものの、相談者・申立人予定者が申立てをしない場合の対処（行政への情報提供、市長申立の判断材料とすることなど）については、要検討。

④ 申立支援に関しては、支援の内容・程度にもよるが、実費等の取り扱いについて明確化する必要がある。

⑤ 申立代理や申立書作成が有償でなされている中で、中核機関における支援として実施する「申立支援」の性質と限界について整理が必要（具体的には、規程やガイドラインの作成）。申立権が、「本人・親族・市町村長」に認められている中で、本人申立や親族申立を「支援」する意味・必要性を再確認する必要がある。

## (3) 受任調整

① 中核機関が受任調整を行うにあたって、公正性・中立性を担保したルールの確立

↑ 受任調整については別途検討

② 「ケース検討調整会議」において、個別ケースの支援方針の検討、後見人等選任後の評価を実施（当面は、市長申立て要請ケースを中心）することを予定しているが、公正性・中立性確保の観点から、委員構成についても検討が必要。

## (4) 後見人支援

後見人に不適正行為があった場合の対処のルール

（後見活動支援）・⑥（不適正行為）については、②（申立支援）の前提として、後見人等選任後は「活動支援を受けること」や「不適正行為と認められる場合には裁判所に情報提供することがあること」を条件とする。

## 中核機関による切れ目のない成年後見制度利用支援(素案)

平塚市成年後見利用支援センター

	広報	相談	制度利用支援		後見活動支援
			申立支援	受任調整 <small>(中核機関の調整員・CH: 市民の協賛支援員)</small>	
家庭裁判所			申立書受理・審査		後見監督
本人	将来に備えた制度説明(パンフレット等) 将来に備えた制度説明(講演会)	本人からの一般相談 本人からの専門相談 本人からの任意後見相談	本人申立ての支援 申立者がいない場合の市長申立ての支援  適時の任意後見監督人選任申立の支援		「本人意思の尊重、希望の実現」に向けた支援 <意思決定支援>
親族・家族	将来に備えた制度説明(パンフレット等) 将来に備えた制度説明(講演会)  R2年度試行  親族後見予習セミナー	親族からの一般相談 親族からの専門相談    親族からの任意後見相談	親族申立ての支援  R3年度試行予定  親族申立て支援  親族申立てが困難な場合の市長申立ての支援	親族後見人候補者の受任支援    第三者後見人の候補者選定	受任時の諸手続き 初回報告支援 定期報告支援 各種許可申立支援 終了報告支援  R2年度試行  親族後見人講習会・交流会  チーム支援  親族と第三者後見人の関係調整 遺産分割・支援預金等利用、課題解決後の親族へのパトタッチ支援
地域連携ネットワーク	福祉・医療・金融等関係機関	制度理解のための講座開催  関係者からの一般相談 関係者からの専門相談  関係者からの任意後見相談	「本人情報シート」作成のサポート 関係機関による申立支援の間接的な支援		役割分担 チーム支援 日常的な情報交換・共有 後見人の役割・機能・権限への理解・協力の促進
	専門職	講演会等の講師依頼	専門相談の分担依頼	申立代理・書類作成の弁護士・司法書士の紹介	役割分担、チーム支援 日常的な情報交換・共有 専門的な助言
	行政			市長申立事務のサポート(一部受託)	役割分担、チーム支援 日常的な情報交換・共有
課題/備考	「親族後見予習セミナー」の位置づけの明確化(親族が後見人に選任されることを約束するものではないことなど)	相談に際してのルールの明確化(文書化) 法的根拠(法律によることが望まれるが、規則または条例制定も考慮すべき)	申立支援に際してのルールの明確化(文書化) 戸籍・住民票・ないこと証明の取得のルールの整理 中核機関において機能を担う人材の確保	中核機関が受任調整を行うにあたって、公正性・中立性を担保したルールの確立法的根拠(法律によることが望まれるが、規則または条例制定も考慮すべき) 中核機関において機能を担う人材の確保	後見活動支援に際してのルールの明確化(文書化) 後見人に不適正行為があった場合の対処のルール 中核機関において機能を担う人材の確保

「中核機関による切れ目のない成年後見制度利用支援（素案）」実施上の課題の検討  
 （たたき台）

1 ルール、規程に関する事項

（1）課題

- ① 相談に際してのルールの明確化（文書化）
- ② 申立支援に際してのルールの明確化（文書化）
- ③ 戸籍・住民票・ないこと証明の取得のルールの整理  
 ↑ 相談者・申立人による取得を代行等することの適否の検討が必要
- ④ 中核機関が受任調整を行うにあたって、公正性・中立性を担保したルールの確立  
 ↑ 受任調整については別途検討
- ⑤ 後見活動支援に際してのルールの明確化（文書化）
- ⑥ 後見人に不適正行為があった場合の対処のルール
- ⑦ 法的根拠（法律によることが望まれるが、規則または条例制定も考慮すべき）

（2）課題整理の方向性

全体的なイメージとしては、⑦の基本的なルール（条例規則等）をもとに、①（相談）・

- ②（申立支援）・⑤（後見活動支援）・⑥（不適正行為）についてルールを定める。

ア) ⑦の基本的なルール（条例規則等）

- a) 理念・定義
- b) 行政の責務・市民の責務
- c) 中核機関の設置根拠、中核機関従事者に関すること（守秘義務を含む）
- d) 地域連携ネットワークに関すること（関係者の協力義務を含む）
- e) 市域を越えたケースに関わる特則
- f) 義務違反に対する罰則

イ) ①（相談）・②（申立支援）・⑤（後見活動支援）・⑥（不適正行為）についてルール

①（相談）と②（申立支援）については、相談者・申立人予定者からの申込に基づき、支援が開始されることが通常。ただし、中核機関が本人に後見開始の必要性が高いと判断しているものの、相談者・申立人予定者が申立てをしない場合の対処（行政への情報提供、市長申立の判断材料とすることなど）については、要検討。

⑤（後見活動支援）・⑥（不適正行為）については、②（申立支援）の前提として、後見人等選任後は「活動支援を受けること」や「不適正行為と認められる場合には裁判所に情報提供することがあること」を条件とする。

その他、②（申立支援）との関連で、実費等の取り扱いについて規定する必要がある。

## 2 運用に関する事項

### (1) 課題

#### ① 中核機関において機能を担う人材の確保

### (2) 課題整理の方向性

ア 機能を担う人材に要する人件費の確保

イ 中核機関従事者の資格要件として、「成年後見・権利擁護に関する実務経験が〇年以上の者」、「社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者」等の一定の割合以上の配置を規定するなどの検討

ウ 人材確保・育成の中期的、広域的な方策の提案

・ 中核機関人材養成講座・研修（の内容・水準）の検討

・ 中核機関人材の資格要件に関する基準の検討

中核機関の機能による

## 3 その他

### (1) 「切れ目のない」支援とするための課題

申立て支援の場面において、申立書提出の際、支援関係が途切れる可能性がある。

### (2) 課題整理の方向性

「受理面接」を中核機関において定期的実施すること等の検討。

中核機関による成年後見制度利用支援の流れ(検討案)

平塚市成年後見利用支援センター

	初期相談		ケース検討			市長申立の可否決定	申立サポート				開始・選任審判	後見人支援								後見人等交替支援		
	相談者からの初回相談	継続相談(情報収集を含む)	支援継続の判断	本人面会	支援方針検討会		申立書作成支援	マッチング				申立支援(同行)	初期支援				定期支援					
								候補者検討	候補者面談	候補者選定			財産引継ぎ同席	本人面会	支援方針会議	初回報告支援	チーム支援	本人面会	定期報告支援		報酬助成上限額検討	
																						1回
頻度・時期	1回	2回程度		原則1回	1回	月1回	必要に応じて		1回		必要に応じて		必要に応じて	1回(原則必須)	1回	随時	随時	原則、年1回				
ケース検討調整会議による審査・判断			ケース検討調整会議(明らかに必要性・緊急性が高ければ、ガイドラインに基づく書面審査)						ケース検討調整会議							(報告事項)			ケース検討調整会議	ケース検討調整会議		
備考		必要に応じて、訪問・本人面会を含む	当面の必要性が低ければ、終了(又は休止)	本人面会は、ケースによっては、「継続相談」時に実施。	主催者がいない場合、中核機関が主催	(市)成年後見調整会議			親族が候補者の場合、ケース検討調整会議における面談とするか										親族後見人に対しては、監督的立場で支援			
中核機関	親族申立/市長申立の別	親族申立	◆	◇	◆	◇	◇	◇			◇	/										
	市長申立(要請)	市長申立	◆	◇	◆	◆	◆	◆		◇												
	親族後見/第三者後見の別	親族後見	/										◇	◆	◇	◇	◇	◇	◆			
		第三者後見															◇	◆	◇	◇	◇	
相談者/要請者/申立人	●	●		○	●		●			●(親族申立)		◎	/									
本人	(○)	(○)		●本人面会	○						○	●本人面会										
親族(相談者以外)		○			○						○		○	○	◎	◎						
支援者		○			◎						○	○	◎	◎	◎	◎						
行政		○	●	○	◎	●				●(市長申立)				◎	◎	◎						
後見人候補者/後見人								●		●		◎	◎	●	●	●	◎	●	●			
市長申立の特記事項			市長申立の予備審査	本人面会必須					市長申立の後見人候補は、職種・団体の選定とし、特定の個人とはしない。				本人面会						報酬助成上限額検討			
備考																						

※ 表中の「◆・●」は、必須の関与者、以下、「◎」「◇・○」の順で関与の度合いが弱くなるイメージ。